

第 26 回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 21 年 10 月 1 日(木)
予算決算常任委員会終了後
議事堂 601 特別委員会室

1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成十三年三重県条例第四十七号）の見直しについて

同条例第 2 条第 1 号関係

- ・ 県の総合的な計画を議決することについて
- ・ 県の総合的な計画として議決されたものの変更に当たっての対応について

同条例第 2 条第 2 号関係

- ・ 総合的な計画以外の計画を議決することについて
- ・ 総合的な計画以外の計画として議決されたものの変更に当たっての対応について

2 その他

添付資料

- 資料 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）の見直しについて＜副座長案＞（第 24 回検討会資料 2 再掲）

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）の見直しについて〈副座長案〉

<p>前回の検討会（第 23 回、H21.8.19）までにおける議論【一部要約】</p>	<p>見直しの内容〈副座長案〉</p>
<p>1. 議決対象となる計画が選定されるに当たって、県民の関心や各議員の思い入れ、時代の趨勢などの観点が反映されるような基準を設け、それを条例上規定することは、困難と思われる。</p> <p>2. 線引きすることが困難とは思いますが、県民の関心の高い計画が議決対象になるような基準とするべきと考える。 第 2 条第 2 号についても年数規定は必要で、現行の 5 年超は妥当と考える。</p> <p>3. 執行部の作成する計画のうち、その策定経緯やその計画の県民に与える影響をかんがみて、県政において重要な計画を議決の対象として、議会で審議することとするべきである。 例えば、今後の県の財政に与える影響が大きいものや、県民の健康維持や地域の機能維持に大きな影響を与えるものなどは、議決対象とするべきと考える。</p> <p>4. この条例の立案時において、議決対象となる計画の例として 20 本の計画が挙げられた。これら 20 本の計画が対象となるよう、かつ計画の中身で議決の対象であるか否かが判断できるよう基準を見直すのが妥当と考える。</p> <p>5. 総合的な計画とそれ以外の計画との関係や位置付け等が不明瞭である。</p>	<p>この条例の当初立案時において、議決対象となる計画として想定されたものの、結果的に議決対象とならなかったもの（10 本）については、その内の多数が三重のくにつくり宣言第二次実施計画又は県民しあわせプラン及び第一次戦略計画に、整理された。</p> <p>総合的な計画について審議することにより、県行政における基本的な施策の大部分が網羅されているといえる。</p> <p>1. その上で、さらに、「県行政において特に重要な計画」として知事が提案するものを、この第 2 号に基づいて議決することとするのが妥当と考える。</p> <p>2. 「<u>県行政において特に重要な計画</u>」とは、その計画の内容にかんがみて、県民に大きな影響を与えるものなどを想定するところである。</p> <p>3. 具体的に個々の計画が「<u>県行政において特に重要な計画</u>」であるか否かについては、<u>複数の観点から総合的に検討することで決定</u>することとするのが妥当と考える。</p> <p>4. 明確な基準である年数規定は、必要である。</p> <p>5. 現行どおり、法令等に定められているものは除くこととする。</p>